

# 第31期東京都青少年問題協議会

## 第2回専門部会

平成29年3月24日（金）

○重成青少年課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「東京都青少年問題協議会」第2回専門部会を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日も出席いただいております委員の方は7名となっており、必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、本専門部会は原則公開となっております。議事録につきましても同様の取扱いとなりますのでご承知おきください

次に、本日配付の資料の確認をいたします。次第の次に、資料1と資料2がございます。また、ご講演いただく資料として講演資料①～③が配付されてございます。最後に部会名簿を添付してございます。

また、吉田奨委員及び吉田善博委員から頂戴しております参考資料を卓上に配付しておりますので、委員ご発言の際にご参照ください。

なお、緑のクリアファイルに入れ、卓上に置かせていただいております「自画撮り被害の主な事例」と題した資料につきましては、今回の専門部会が実態を把握するという目的であることを踏まえまして、具体的な被害相談情報を含んだものとなっております。相談者にご配慮いただき、傍聴の方も含め、皆様、お帰りの際には卓上に置いたままお帰りいただきますよう、よろしく申し上げます。

ここまで資料については、よろしいでしょうか。

続きまして、前回、第1回専門部会ご欠席の宍戸常寿委員から、改めて自己紹介をお願いしたいと思います。

前回、ご所見は代読させていただきましたので、今回はご自身のご専門、ご活動等について簡単にご紹介いただけますでしょうか。

○宍戸委員 ただいまご紹介いただきました東京大学の宍戸でございます。

前回、協議会及び専門部会につきましては、よんどころない事情で欠席せざるを得ず、意見を事務局に提出いたしましたところ、一言一句、正確に朗読していただいたということで大変恐縮しております。

私自身は、大学の法学部、法科大学院等で、憲法あるいは情報法を担当しております。現在の職場に来る2つ前は首都大学東京におりまして、その時の上司であられました木村先生に、

こうしてまたお仕えすることができるということは大変うれしいことでございます。

それから、青少年の問題を含めまして、電気通信事業ないし情報分野の自主規制等についていろいろなところで意見を言う機会がございました。その上で、今回、この協議会あるいは専門部会で議論をされる問題について若干考えてみますと、多くのアクター、事業者の方でありますとか、地方自治体でありますとか、政府でありますとか、NGOでありますとか、専門家といった方々が、青少年の保護と健全な育成、リテラシーの向上といった方向に向けて、それぞれの役割あるいは機能といったものを正確に把握して、お互いに連携していくという仕組みを作っていくことが如何に重要かということをご常々思い知らされております。ここで問題にされております青少年の自撮り被害等につきましても、そうかというように思っております。

正確な事実を把握した上で、自治体としてやるべきことをやると、そのためのお手伝いができるということは大変光栄なことだと存じておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○重成青少年課長 宍戸委員、ありがとうございました。

また、本日はオブザーバーとして、本協議会副会長の古賀委員、東京都児童相談センター次長の花本様、教育庁指導部指導企画課長の冠木様の代理として、企画推進担当課長の榎並様、警視庁生活安全部少年育成課長の大八木様の代理として、福祉犯担当課長代理の今井様にご参加いただいております。

古賀副会長から順番に、ご自身のご専門、ご活動、諮問事項に関するご所見などについて、若干でございますが、ご発言いただけますでしょうか。

○古賀副会長 副会長をさせていただいております古賀でございます。よろしくお願ひいたします。

今もちょっとお話が出たのですけれども、青少年、特に未成年の保護ということは、基本的に、自治体がきちんとした形でシステムを作ってやらなければいけないことだと思っているのです。特に今回の問題のように、教育がどこまで介入してやれることか、啓発がどこまで可能なのかというテーマは、非行などもそうなのですが非常に難しいものを抱えているかと思えます。ですから、仕組みをきちんと作ることが非常に重要と私も思っております。

それと同時に、今回このお話を聞きながら、また、前回の議論を聞きながら思ったのですけれども、難しいのは私人（しじん）間の係り合いに伴って出てくることであって、どこまで介入するのが適切かということです。保護ということは重要なのですが、同時にどこまで介入で

きるか、きちんとした線引きをしていく必要性を私は感じております。

それから、この間、ちょっと出ていたお話だったのですけれども、今まできちんとした教育がなされていたのかなど。私は専門が教育社会学でございますので、残念なのですけれども、いろいろな学校で授業などを聞いても、情報モラル教育という題目はあるのですが、実践されているのかということになってきますと極めて乏しいのかなと思います。タイトなカリキュラムという現実が学校にもあるからだと思いますが、この辺を十分にここで議論しながら、どこまで啓発ができて、同時に、今回議論になっていますような、一方で懲罰という問題も、勝手な形で子供の権利を侵害するような行為（自撮り問題）は許されませんので、どこまでの線引きでやるべきかということ、きちんと考えていきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○児童相談センター花本次長 児童相談センターの花本です。

児童相談所が係った児童ポルノのケースとしては、件数はそんなに多くないのですけれども、例えば子供の行為、自分の裸の画像を第三者に送るといった行為を親が発見して、親が子供に暴力を振るって虐待ケースとして通告を受けて、その背景にある児童ポルノを把握したケースや、子供同士で裸の画像のやり取りをして、それを仲間内で拡散するといった、非行で通告を受けて児童相談所が係るケース等があります。

こういったケースを通して、画像がネットに流出すれば回収が困難で、拡散されることによって、子供に長期にわたって被害を与えることになるのですけれども、撮影する時点で、子供自身が自分は大丈夫だと思っていたり、画像を送ることがどんな未来に通じるかという予測をすることができない状況だと感じております。

それから、親自身もスマホ依存症で気が付かないか、気が付いても、先ほど言ったように子供に暴力を振るってしまうといった、誤った対応をとってしまうようなケースも見受けられます。条例での規制強化と合わせて、子供自身への教育のさらなる充実や、相談体制の強化も必要ではないかと考えております。中にはSOSを出せないケースで、潜在化しているケースもあるのではないかと考えておりますので、総合的な対応が必要ではないかと考えております。

以上です。

○重成青少年課長 それでは、榎並様、よろしくお願いいたします。

○教育庁指導部榎並企画推進担当課長 教育庁指導部企画推進担当課長の榎並と申します。

私はもともと小学校籍の教員ですが、昨年度まで地教委で、いわゆる指導室課長という立場

におりました。

小中全体の教育に係る仕事をさせていただく中で、中学生で実際にそういった被害に遭ったという事例に対応せざるを得ない状況がありました。そういったときには、それこそ管理職の人事まで、できるだけ女性と男性の管理職をセットで配置するようにするとか、あるいは生活指導主任で、できれば力のある女性の教員を配置するとか、そういった配慮も必要になってくるということを経験しました。

私がかねてから思っているのは、世の中で不都合なことが起こると「〇〇教育」という言葉が増える。現状を打開するために、学校の役割があることは理解しているが、その多くを学校に任せようとする事については、個人的に非常に不満を持っております。本当にそれでいいのか。

そういった意味では、こういった会で、子供に関係するさまざまな関係者が、責任を持って対応していこうという、この組織の在り方は非常にありがたいと感じております。

以上でございます。

○警視庁生活安全部今井福祉犯担当課長代理 皆様、おはようございます。私は、警視庁生活安全部少年育成課の福祉犯担当をしております今井と申します。

今日は本来であれば課長の八木が出席する予定でございましたが、所用のため代役ということで私が参りました。

私は福祉犯担当をしておりますが、福祉犯とはどんなものかといいますと、児童を食い物にする犯罪の取締りであります。自画撮りとか、児童ポルノとか、いろいろな事件を立件するところでもあります。

最近感じておりますところは、スマホとかが普及して子供もいろいろなことができるようになって、いろいろやって、そして、事件を立てようというときに、我々は事件をやりたいところではありますが、受けていただくほうも、まだハードルが高い部分があるところを感じておりますので、受けていただくほうの皆様方にも現状を説明しながら、児童を食い物にしている者を検挙したいと思っております。

以上であります。

○重成青少年課長 ありがとうございました。

それでは、今後の進行は木村部会長にお願いしたいと存じます。

木村部会長、よろしく願いいたします。

○木村部会長 皆様、おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速ですけれども、次第に沿って進行させていただきます。

次第2「青少年の自画撮り被害に関するデータ紹介等」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋坂健全育成担当課長 事務局をやらせていただいております、東京都健全育成担当課長の鍋坂からご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。こちらは「青少年の自画撮り被害を取り巻くデータ」ということで作らせていただいたものです。

まず、データの1番になります。こちらは、全国の青少年のスマートフォン等の所有・利用状況です。

青少年につきましては、小学4年生以上の青少年が調査対象となっております。また、グラフが途切れておりますのは、26年度からは両方の機種を持っているというのを複数選択できるようになったため、続けては記載できないということで変更があったところがございます。

赤色の折れ線グラフがスマートフォンになります。こちらのほうにご着目いただきたいのですけれども、まさに増加の一途をたどっているという現状になります。

続きまして、その下ですけれども、そのデータの小中高別といったものになります。

こちら赤色のスマホのほうを見ていただきたいのですけれども、小学生に関しましては緩やかに増加しているという状況で、28年度で3割弱といったところまで来ています。中学生は、もう少し大きな増加で、28年度で半数を超えているという状況です。高校生は、急激に増加しておりまして、今はほぼスマートフォンを所有していると言える状況にあります。

高校生は飽和状態に達しているような状況でありますけれども、小中学生の所有者はまだまだ増加していくことが予想できますので、さらに低年齢化が進むのではないかと思います。

3のデータは、先ほどのデータの全国と東京都の28年度を比較したのになります。

総数でいきますと、東京都ではガラケーの所有率が若干高いというのが意外なのですけれども、小学生はガラケーの所有率が非常に高くなっております。それとは反対に、東京都では中学生のスマートフォンの所有率が非常に高いという状況で、高校生はほぼ全国並みといった状況が分かります。

その下も東京都なのですけれども、子供にスマートフォンを持たせている保護者に対しまして、初めて持たせた時期を聞いたものになります。

中学、高校の入学を契機にといった人が例年多いのですけれども、中学1年で持たせたという人が年々増えている状況になっております。

28年度の赤色の棒グラフで見ますと、小学校を卒業するまでに持たせた人というのが約25%になります。中学生になって持たせた人が急増していきまして、高校生になってからという保護者は2割ちょっとしかいなかったということになっておりますので、中学生、小学生で持たせた人が増えているということは、どんどん低年齢化しているといったことが顕著に現れているのではないかと言えらると思います。

次のページですけれども、こちらも東京都のデータになります。

子供が携帯電話やスマートフォンで主に何をしているかということ保護者に択一で回答を求めたものです。主に電話利用といったものが減少していて、コミュニケーションアプリ利用が増えてきている。中高生では、そちらのほうが多いという形になっております。

その下、6番ですけれども、スマートフォンを子供に持たせている保護者に不安なことを聞いた結果になります。

こちらもいろいろな見方があると思うのですけれども、低年齢化が進んできている割には、不安に思う人の割合は年々増加している状況にはないということが言えるかと思えます。

1位が「スマートフォンに依存してしまう」ですけれども、それ以外は不安に思っている人は半数以下ということです。こちらは複数選択できるようになっておりますけれども、それでも選ばれていない方の方が多いということでもあります。

それから、自撮り被害に関するものにつきまして、2位になっております「SNSを利用し、友人とトラブルになる」といったもので4割強です。4位の「出会い系アプリ等で、知らない人と知り合いになれてしまう」が4割弱、6位の「自分の写真をアップして、トラブルに巻き込まれる」が3割弱となっております。

友達とのトラブル、知らない人と知り合うというのは、自撮り被害の大きな要因になっていると思うのですけれども、それと、自分の写真をアップするという六番目のものが、自分の写真がトラブルに結びつくと考えている保護者は意外と少ないということも言えるのではないかと思います。

次のページ、データの7ですけれども、こちらは東京都で開設しております子供のネット・携帯トラブルの相談窓口「こたエール」に寄せられる相談の件数です。

折れ線グラフの方が性的画像に関するものですが、こちらの方が大きく増加している

という状況です。

その下の8ですけれども、それが小中高生別になったものです。

26年度までは中学生の相談が突出して、徐々に増えてきています。高校生もどんどん増えてきて、27年度は小中高といった形で、小学生も26年度と比較して大幅に増えているという状況になります。

続きまして、次のページ、9ですけれども、警察の検挙実態のデータになります。

児童ポルノ事犯の検挙件数、それから、被害児童を全国と警視庁で表したものですけれども、全国の方が線が右上がりなのですが、警視庁の方も緩やかではありますが増えてきているということで増加傾向にあるといったところです。

その下、10ですけれども、全国の自画撮り被害児童数の推移であります。

こちらは大きく増加して、28年度中は約7割がスマートフォンを使用したコミュニティーサイトに起因した自画撮り被害となっております。

次のページをご覧ください。

こちらが検挙した児童ポルノ事犯におけます被害児童における製造手段別割合といったデータになります。

27年と28年を比較しまして、全国、警視庁ともに、28年の方が自画撮り被害の割合が減少しておりますけれども、他府県において複数の被害児童に係る盗撮事案が検挙されたこととか、都内においては児童買春による製造が増加したものであります。パーセンテージ的には減って見えますけれども、件数的には減っているものではないといった状況であります。

その下、12ですけれども、被害児童の小中高区分になります。

中高生がほとんどということですが、小学生も若干います。高校生よりも中学生の方が多ということも特徴的なところではないかと思えます。

次のページ、最後の13ですけれども、被害児童と加害者の関係であります。検挙した自画撮り被害の多くが、面識のない者からの被害という結果でありました。

データの方の説明は以上でございます。

引き続き、緑色のファイルに入っております事例の説明に移らせていただきたいと思います。

こちらには12の事例を載せておりますけれども、簡単に類型のみ、ご説明させていただきたいと思えます。

まず、事例1ですけれども、こちらは執拗に裸の画像を要求されて、断ることに疲れてしま



って、諦めて写真を送ってしまったところ、その写真を公開すると脅迫され、さらに送ってしまったという事例になります。

事例2ですけれども、こちらはネット上でたわいのないことで怒られた。そのことによって、言うことを聞かないとまた怒られてしまうのではないかと思って、裸の画像を送ってしまったという事案になります。

次の事例3ですが、こちらはネット上で知り合って電話番号を交換したところ、電話で執拗に裸の画像を要求されて応じてしまったという、電話による働きかけの事案になります。

事例4ですけれども、こちらは同性に成り済まして、体の悩みの相談を装って写真を送るよに仕向けて、言われた児童は言われるがままに写真を送ってしまったという事案です。

続きまして、事例5になります。こちらは顔写真をネットに流されたくなければとって、太ももの画像を送ってしまって、それから、裸の画像を送る前に相談に至ったという事案でございます。

次の事例6は、ネット上のゲームのルールを悪用して執拗に働きかけた事案です。

事例7でございますが、まず、顔写真の要求に応じたところ、服を脱いだ写真を送らないと顔写真をネットに流すと強要されて、下着、裸、局部とエスカレートしていった事案になります。

事例8は、お金を払うという代償の供与を約束して働きかけ、それで欺いた後に、その写真を売ると脅迫し、実際に会って関係を迫られたという事案になります。

事例9ですが、交際相手から別れたくなかったらという、交際の継続を条件にされて送ってしまったという事案になります。

次のページの事例10でございますが、こちらはその逆と申しますか、告白した相手から写真を送れば付き合うということで、交際したい一心で送ってしまった。それから、ばら撒くと脅されるようになったという事案です。

事例11ですけれども、お互いに見せ合おうということで、画像の交換を持ちかけて興味を引いて、交換した後さらなる画像を要求して、拒まれると拡散するぞと脅迫されたという事案になります。

事例12は、画像交換を持ちかけて、まず、自分から陰部の写真を一方的に送りつけて、それに軽い気持ちで応じて送り返してしまった。その後、リベンジポルノに発展してしまったという事案になります。

事例の説明は以上でございます。

引き続き、資料2「自画撮り被害に係る主な現行法規定」についてでございますけれども、刑法のご専門であります木村先生がいらっしゃいますので、ぜひ木村先生からご説明いただければと存じますけれども、木村先生、お願いしてもよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○木村部会長 それでは、現行法でどんな規定があるのかというのを、資料2を使って簡単にご説明させていただきます。

最初に、上段の「○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」ですが、定義規定が第2条にございまして、第7条で禁止事項が決められているという仕組みになっています。ただ、未遂の処罰はございません。

第7条第1項は、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管の禁止、第2項は提供の禁止、第3項が提供目的での製造等の禁止、第4項が児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態、つまりポーズをとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体等に描写することによる製造というのを禁止してございます。

第4項の「姿態をとらせ」ということなのですけれども、犯人の言動とか仕草で児童にポーズをとらせるということをいうもので、強制による必要はございません。強要するということまでは要求されていないということです。

この場合、製造をしたのは、自分の写真を撮った児童ではなくポーズをとらせた者であるというように解されております。

当初は「こういう格好をしる」と言いながら写真を撮るみたいなことが想定されていたのだと思いますけれども、今回問題になるような事案であると、写真を撮っているのは、姿態を撮らせた人ではなくて児童が撮っているということになります。そうすると、それをどういうように解釈するかという問題になり得るのですけれども、製造したのは自分の写真を撮った児童ではなくて、ポーズをとらせた者であると理解されております。

現在、実際に自画撮り被害の警察による検挙の多くは第4項を適用したものと承知しております。

先ほど説明しましたように未遂の処罰規定はございませんので、画像が犯人に提供された、あるいは犯人が手にして、製造したと言えるような時点になるまで罪に問うことができないという問題がございます。

これが児童買春、児童ポルノの処罰なのですけれども、次に刑法にも、一応、脅迫とか強要という罪がございます。

その下にありますように、第222条の脅迫罪、第223条に強要罪というのがございますけれども、そこをご覧いただくと分かるように、害を加える旨の告知が必要になります。単純に言う脅さなければいけないということになるのですけれども、脅す対象は、そこにありますように命に係るようなことであるとか、身体、自由、名誉、財産に関して脅すことが必要になります。ただ、先ほど事例のご紹介がありましたように、しつこく要求するとか、あるいは諦めて出してしまったという場合には脅迫とか強要には当たらないのかと思われま

す。なお、括弧書きで「詐欺」とございますけれども、確かに写真を送れと言って、騙して手に入れるというので詐欺になる可能性があるように見えるのですけれども、今の場合、ほとんどがデータで送れということになるわけですから、そうすると、第1項に書いてあります「財物を交付させ」というのが無理であろうと思われま

す。非常に簡単でございますけれども、法の仕組みについての説明は以上とさせていただきます。

資料1と資料2に関しまして、ご意見、ご質問等あれば、ここで承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

また後で振り返ってということもあろうかと思えますけれども、次第3「講演」に移らせていただいてよろしいでしょうか。

今回は大変お忙しい中、警察庁生活安全局少年課課長補佐の鉢窪政樹様、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構審査運用監視室主任兼事務局長の藤川由彦様、違法・有害情報相談センター、センター長の桑子博行様の御三方にお越しいただいております。

それぞれのご専門から、自画撮りの実態についてご報告いただけるということなので、非常に貴重な機会かと存じます。

なお、鉢窪様につきましては他の公務がお有りということですので、発表後にご退席される予定でございます。鉢窪様の発表後に一度質疑の時間をとりたいと思っておりますので、その点も含めてよろしくお願

いいたします。

○鉢窪講師 警察庁生活安全局少年課の鉢窪と申します。よろしくお願

いいたします。私からは、依頼がありました2点「○児童の性的搾取等に係る対策について」と「○児童ポルノ事件の検挙状況、被害状況について」を説明いたします。

説明します内容についてはお手元の「講演資料①」に記載しましたので、それをご覧いただきながら聞いていただければと思います。

一点目の「○児童の性的搾取等に係る対策について」です。

政府がこの対策を行うようになった経緯について簡単に説明いたします。

1「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」をご覧ください。近年、コミュニティサイトに起因する児童ポルノ事件や児童買春事件が増加傾向にあるということに加え、いわゆるJKビジネスといった児童の性を売り物とする営業の出現、低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生も見られるところです。

政府では、こうした情勢を踏まえ、内閣の重要政策として児童の性的搾取に係る対策に総力を挙げて取り組むべく、いわゆる内閣機能見直し法に基づき、平成28年3月29日付で閣議決定をし、同年4月から国家公安委員会・警察庁が、児童の性的搾取等に係る予防、取締り、撲滅に向けた啓発及び被害児童の保護等の対策に関する総合調整事務をつかさどることになりました。

国家公安委員会・警察庁においては、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、児童の性的搾取等に係る対策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行っています。

児童の性的搾取等に係る対策とは何か。2をご覧ください。「児童に対する性的搾取及びその助長行為に係る予防、取締り、撲滅に向けた啓発及び被害児童の保護等の対策」と定義しております。

「性的搾取」と「その助長行為」を合わせて、「性的搾取等」です。

「児童」とは、18歳に満たない者をいいます。

「性的搾取」とは、児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己もしくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいいます。

「助長行為」とは、児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいいます。

具体的に、どのような会議体で行っているかということですが、3に書きましたが、児童の

性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議で議論をしております。

児童ポルノ事犯につきましては、平成22年に政府の犯罪対策閣僚会議において、「児童ポルノ排除総合対策」が決定され、以後3年ごとに改訂されてきました。従来、内閣府がその取りまとめを担当していましたが、先ほど説明した閣議決定を受けまして、警察庁がこの事務を引き継いでおります。

犯罪対策閣僚会議の下に設けられていた児童ポルノ排除対策ワーキングチームに代わり、新たに、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議が設置されました。

この連絡会議は、議長を国家公安委員会委員長とし、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の各局長を構成員としております。

この連絡会議において、「第三次児童ポルノ排除総合対策」の案を取りまとめ、平成28年7月に、犯罪対策閣僚会議において決定いたしました。

現在、警察庁を初め各府省庁は、「第三次児童ポルノ排除総合対策」に盛り込まれた各種対策に取り組んでいるところであります。

次に、4の「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（案）の概要」を説明いたします。

現在、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議において、児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の策定作業を行っているところです。

先ほど、第三次児童ポルノ排除総合対策について触れましたが、新たな基本計画（案）は、児童ポルノ以外の児童買春や、いわゆるJKビジネスに係る対策にも範囲を広げ、第三次児童ポルノ排除総合対策に規定する施策を反映させるだけでなく、児童の性的搾取等に対する多角的かつ包括的な対策を取り込んだものとするということで作業を進めております。

資料に記載しました6本の柱に、88の施策で構成される予定です。

6本の柱については、一つ目が、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化。

二つ目が、児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援。

三つ目が、児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進。

四つ目が、被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進。

五つ目が、被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生。

六つ目が、児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化。

一点目の「○児童の性的搾取等に係る対策について」の説明は以上でございます。

続きまして、二点目の「○児童ポルノ事件の検挙状況、被害状況について」を説明いたします。

グラフに沿って説明します。

グラフ1、グラフ2は、平成28年中の児童ポルノ事件の検挙件数と検挙人員です。

平成28年中の検挙件数は2,097件、検挙人員は1,531人であり、平成16年以降増加傾向にあり、28年は過去最多となっております。

なお、参考ですが、児童買春・児童ポルノ禁止法の主な改正が、平成16年と平成26年に行われています。

グラフ3は、態様別の検挙件数の推移を示しています。グラフ1の検挙件数2,097件の内訳を三つに分けたものです。

製造事件が1,262件、提供・公然陳列事件が761件、所持等事件が74件となっております。これらは警察が検挙した件数です。

製造事件が平成24年以降4年連続で増加し、28年では約6割を占めるという状況です。

グラフ4は、児童ポルノ事件の被害児童数の推移を示しています。平成28年中の被害児童数は1,313人と、過去最多となっております。

なお、平成27年と比べて408人増加しておりますが、これは28年中に、同一の機会に複数の児童が被害に遭った盗撮製造事件を複数検挙してありまして、これが被害児童数が伸びている一つの要因です。

グラフ5は、被害児童の学職別の割合です。

平成28年中は、中学生の被害が5割強を占めました。

先ほど説明した盗撮製造事件の被害者は中学生です。

グラフ6は、被害児童の被害態様別の割合です。

被害態様別では、騙されたり、脅かされたりして、児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害、いわゆる自画撮り被害が4割弱を占め、最多となっております。

グラフ7は、自画撮り被害に遭った児童数の推移です。

平成24年以降、4年連続で自画撮り被害に遭った児童の数が増加しています。

また、自画撮り被害の約8割がコミュニティサイトに起因して被害に遭っています。自画撮り被害の7割強がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことに起因しています。

グラフ8は、自画撮り被害に遭った児童の学職別の割合です。

平成28年中は、中学生が約5割を占めました。

グラフ9は、自画撮り被害に遭った児童と加害者との関係を示しています。

自画撮り被害に遭った児童の約8割が面識のない者から要求されて画像を送っています。

被害児童が面識のない者と知り合った方法については、97.4%が「コミュニティサイト」となっていました。

グラフ10は、低年齢被害児童（小学生以下）の被害態様別の割合を示しています。

平成28年中の低年齢被害児童は185人でありましたが、被害態様別で見ると、強姦・強制わいせつという手段により児童ポルノを製造されたものが約4割を占めています。

最後に、自画撮り被害の検挙事例を紹介いたします。

1、男（30歳代）は、インターネット上の掲示板で、アイドルグループのコンサートチケットを求めている女子高校生に、同チケットの譲渡と引き換えなどと持ち掛け、同女に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。

2、男（40歳代）は、男性モデルの写真を使い、男子大学生になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子中学生ら6人に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。

3、男（30歳代）は、女子中学生になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子小学生に、悩みを相談するなどして年齢の近い同性と誤信させ、同女に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。

4、男（20歳代）は、芸能事務所関係者になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子中学生に、モデルになるために必要であると唆し、同女に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。

5、男（20歳代）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子中学生と顔写真を交換した後、同女に対し裸の写真を要求して送信させ児童ポルノを製造した。

6、男（40歳代）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子小学生に対し、有料スタンプと交換であると持ちかけ、同女に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。

二点目の「○児童ポルノ事件の検挙状況、被害状況について」の説明は以上です。

私からの説明は以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

ただいま鉢窪様から発表いただいた内容について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○渡辺委員 渡辺でございます。参考になるお話、ありがとうございました。

一点お伺いしたいのですけれども、データの6で自画撮り被害の定義が書かれているかと思えます。

メール等で送られる形態の被害を対象としているということで、この統計は作られていると思うのですけれども、最近ですと、ネット掲示板とかSNS上に女の子の裸の画像を投稿させるという手口が増えてきています。そのように大勢の人が見られるネット掲示板やSNSに投稿させるという行為は自画撮り被害の対象になっているのでしょうか。

○鉢窪講師 被疑者が投稿させて被疑者がそれを入手するというように、入手する手段として投稿させたということであれば含んでおります。

○渡辺委員 ありがとうございました。

○木村部会長 宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。大変貴重なプレゼンテーションをいただき、ありがとうございます。

スライドの7枚目についてお伺いをしたいのですが、自画撮り被害に遭った児童の推移の中で、コミュニティーサイトが起因あるいはスマートフォンの使用という中で、被害に遭った児童がフィルタリングを利用しているか、いないかということについての数字は何かお持ちでしょうか。あるいは何となくお分かりでしょうか。

○鉢窪講師 フィルタリングと関連付けた統計はとっておりません。

○宍戸委員 ありがとうございました。

これは多分、その後の藤川さんのお話などでも出てくるかと思うのですが、一般的には福祉犯被害だとフィルタリングがかかっているのが10%強で、もしそれと同じようなものがあるとすると、ここでの問題もフィルタリングがかかっていない児童が、こういう数字が出てくるのかなという印象を若干持ったものですからお伺いさせていただいたのですが、今後こういうデータを収集される際に、そういったことが可能であればとっていただければというような、これは希望でございます。



以上です。

○木村部会長 先生方、他にありますか。

よろしければ、鉢窪様からのご発表は以上とさせていただきます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

続きまして、藤川様、よろしくお願いいいたします。

○藤川講師 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の藤川と申します。よろしくお願いいいたします。

本日は「ネット上の子供たちのリスクと自画撮りの実態について」という題でお話をさせていただきます。

EMAのご紹介を兼ねて、私どもの認定制度のお話を簡単にさせていただこうと思います。

先ほど宍戸先生からフィルタリングのお話がありましたけれども、子供たちへのフィルタリングの利用促進を目的として、フィルタリングの利便性の確保及びウェブサイトやアプリのサービス提供者による青少年の利用環境整備の促進を目的として認定制度を行っております。

簡単に言うと、青少年が安全に使える領域を増やしていこうという制度になっておりまして、私どもが認定しているサービスに関しては、フィルタリングのアクセス制限、利用制限対象から解除されるという仕組みになっております。

2月15日の時点ですけれども、私どもの認定制度において認定している件数が29件及びそれに関連するアプリケーションが162本という状況でございます。

私どもは、発足から9年になろうとしておりますけれども、認定制度もしくはほかのサービスを調査しておりまして、その活動を通して様々なサービス及び青少年の利用について見てまいりました。その知見を生かして、本日お話をさせていただきたいと思っております。

オンライン上の青少年のリスクについて簡単にお話をさせていただこうと思うのですが、OECDで2012年にリスクの体系についてまとめられております。

大きく3つに分かれておりまして、インターネット特有のリスク及び消費者リスク、プライバシーやセキュリティーに関連するリスクということです。

一番左にあります「Internet technology risks」、インターネット特有のリスクの中でも、

このピンクの部分「Contact risks」、人が人と知り合って発生するリスク、今回の自画撮り被害については、ここの部分が大きく係っていると思っておりまして、中でも一つ目の「Cybergrooming」は、いわゆる児童誘因の行為を示しておりまして、サイバー上で、自分の本来の身分であったり、年齢や性別を偽って、もしくは隠して子供に近づき、性的な目的のために子供を誘い出すという行為を示しております。ですので、まさしく今回の自画撮り被害のところに關しては、こちらの部分が係ってくるということです。

また、オンライン上の青少年のリスクに關しては、このように多くのリスクがありまして、様々な要因がございます。また、それに対する対策についても様々だと思っております。個別に適した対策をとっていかないといけないという状況でございます。

本題に入るわけですが、私の方でできるだけ簡単にまとめてみました。

自画撮りの定義の話が先ほどあったかと思うのですがけれども、ここの整理に關しては、自ら自分の体を撮影して誰かに見せるということを前提に整理をしております。ですので、単純に被害というところに結びつかない部分はあるかもしれません。

まず、一番左の「自画撮り（ポルノ）」です。それに対して、これが他者からの要求によるものなのか、自発的なものなのか、加えて誰に見せるのか。四つ目が原因、要因というところでまとめておりまして、一番右のトラブルにつながってくるということです。

まず、自画撮りが他者からの要求があって行われる場合で、相手は面識なしということであれば、例えば先ほど警察庁の方からお話があったように、騙し、脅しというようなものが要因になっていたり、もしくは何かしらの見返りをぶら下げて子供に送らせるということです。

事例が幾つも紹介されておりますので改めて申し上げますけれども、要求に關してはほとんどエスカレートするし、場合によっては拡散や流出ということにもつながろうかと思えます。

「他者からの要求」に戻りまして、単純に面識のない者だけではなくて、先ほどの事例がありましたように知り合いの場合もある。知り合いの場合に關しては、大体が特殊な関係、例えば恋人であったり、彼氏、彼女というようなことになろうかと思えますけれども、トラブルとしてはリベンジポルノであったり、流出というところにつながってくる可能性はあろうかと思えます。

ここまでが「他者からの要求」ということなのですけれども、実際には自発的に画像を投稿してしまっているというケースもございまして、もちろん知り合いであれば特殊な関係の中で

わざわざ送るといふことになろうかと思ひますけれども、面識なし、要は先ほど申し上げたように投稿してしまうような場合に関しては、不特定多数に公開するやうな例もござひます。

何でこのやうなことをするのやと申すと、承認欲求という言葉が使われまひますけれども、例へば「きれい」とか「かわいい」もしくは多くの人に声をかけられたいという欲求が働いてゐるのではないかと想像されるわけなのですけれども、結局多くの人に声をかけられる過程で、結果として、自発的に行った行為が、この点線で結んでゐる部分ですけれども、他者からの要求を促してしまふやうなケースも多くあると思ひておひます。

このやうに、自らやっけてゐる場合に関しては、ほとんどが自分の身分を隠して匿名で行つてゐるわけですけれども、場合によつては個人が特定されてしまふ場合もあります。個人を特定されてしまふと非常に深刻な状況に陥ることは想像し易いかなと思ひます。

以降のページからは、実際の例をご紹介したいと思ひるのですけれども、今回に関しては特定のサービスとか、特定のユーザーについてお話しするものではありませんので、私の方で図を作つておひます。また、図の中ではニックネームも付けておひますけれども、あくまでも仮名でするので、その点ご承知おきいただきたいと思ひます。

先ほど申し上げた自発的に行つてゐる例でござひます。

左側は、実際に上げてしまつてゐるということですよ。想像力を働かせないとちよつと分かりにくいと思ひるのですけれども、画像としてはシャツをまくり上げて、例へば胸下半分を露出してしまつてゐるやうなケースです。ニックネームを見ていただくと「JC」という符号が付いてゐる場合が多くあつて、年齢等が予想できるということですよ。

このやうな画像を上げたときに、右側のようにコメントが付いてまひります。「かわいい〜！ エロすぎ！ もうちよつと上にあげて！」このやうにエスカレートした要求が、コメントとしてどんどん付つていひます。

自分で上げてしまつてゐるユーザーは、左側にあるコメントのやうに「ちよつと露出しちゃつた！」みたくに、割とライトな感じで上げてゐるケースが多くあります。また、画像加工ソフト等を使って顔等は分からなくしてあつて、画像も非常にきれいな、光等が調節してあるやうなもので、雰囲気としては非常に明るい感じで上げられてゐるこのやうに思ひただけたらと思ひます。

このやうに、コメントに関してはどんどん付つていひます。ダイレクトメッセージではなく

て、公開領域で行われているということです。

こういったユーザーが、私の感覚では少なくないと思います。全体の利用者から見たらごくわずかだと思いますけれども、少なくないです。少なくないというのは、見つけようと思えば簡単に見つけられる状況ということです。

ただ、皆さんが使われているようなサイトで、それを見たことがあるかという、なかなか見たことはないと思うのです。というのは、見つけるのには少しコツが要るということです。ただ、コツが分かれば簡単に見つけられます。

例えば、ご丁寧にまとめサイトというような形でまとめている人たちがいます。それをサイトとして、こういうように上げているということです。こういった投稿を上げているユーザーがサマリー上で表示されて、そこからサイトの本体のほうに移行することもできて、そういったユーザーの投稿を簡単に見ることができるということです。

先ほどお話ししたように、コメントについては割とライトな形で書いてあるのと、J Cのよりに符号から年齢等が予想されるということです。

このサイトを見ると分かるのですが、数時間でかなりの量が上げられているということが分かります。加えて、大人に交じって子供もいるということが確認できるかと思います。

フィルタリングを使っていれば、こういったサイトを見ることはできません。ただ、フィルタリングを使っていないとアクセスできるということになりますので、結果として子供の目に付くところに、こういったものがあるということです。

こちらは公開領域でやられている話なのですが、実際にはその他、いわゆるチャットサービスのような、クローズな環境で行われているものもございます。

こちらは私どもの調査の例になりますけれども、私どもがこういったサービスの調査をするときには、ダミーのアカウントを設定して見えています。

今回の例ですと、女性、東京都在住、15歳というようなダミーのアカウントを設定すると、こういったチャットサービスの場合、数分でかなりの人数の男性から、ここにあるようなメッセージが受信されます。そういったことを確認しました。割と直接的なメッセージも多くて「エロ親父だけど」とか「エロだめ？」というメッセージを簡単に送ってくるユーザーがいるということです。

加えて、またチャットサービスのお話なのですけれども、例えば学生限定のチャットサービスといったものもありますけれども、こういったサービスでも同じようにアカウントを設定すると、大人が入ってきます。どうして大人が入ってくるかというと、子供が集まっているところをわざわざ狙ってくるわけです。

ですので、例えば子供しか使わないようなゲームであっても、チャットが搭載されているサービスで、わざわざそこを狙って入ってくるケースもあると思います。

先ほどのようなメッセージを受信して、チャットルームといわれるような、一対一で通信して、二人だけで話すような領域でこういった会話がされるということです。

こういった一対一のメッセージなのですけれども、「メッセージの監視」に関しましては、総務省のほうから提言として留意事項について指し示されております。

メッセージに関しては、いわゆるミニメールですけれども、通信の秘密に該当するということ。

加えて、監視する場合は、通信当事者から有効な同意が必要であるということ。

三点目は、サービス提供者が通信当事者に加わるということでも監視が可能になるということなのですけれども、そちらについても、その旨を明確に利用者に示して同意をとることが必要だということです。

メッセージの監視に関して、私どもの認定サービスにおいても複数件採用されているケースがあって、非常によい効果を示したということもございますが、実際にこれを行っているサービスはそんなに多くありません。加えて、海外のサービスに関しては、恐らく例はないのではないかと思います。

今回、自画撮りの実態ということで、実態のみですけれども、私どものほうから紹介をさせていただきます。議論の参考にしていただければ幸いです。

ありがとうございました。

○木村部会長 藤川様、どうもありがとうございました。

質問は後でまとめてということにさせていただいて、続きまして、桑子様、よろしく願いいたします。

○桑子講師 おはようございます。違法・有害情報相談センターの桑子でございます。

「違法・有害情報相談センターに寄せられる『自画撮り』をはじめとした相談状況について」と題して、現状について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

本日の内容としては、目次にありますように、まず、相談センターの紹介と、それから、全体としてどんな相談が寄せられているかという話から入っていきたいと思います。

3番目に「青少年に関する相談事例」、そして、その特徴として、若干感じていることをコメントさせていただいております。最後は、私案としての考えられる原因と対策という順番でお話を進めてまいります。

まず「1. 違法・有害情報相談センターについて」でございます。

ご承知のとおり、ネット上には様々な違法情報、有害情報が氾濫しているわけでございまして、プライバシーの侵害とか名誉毀損をはじめ、様々なものがあふれているというのが現状かと思っております。

こうした中で、実際に権利侵害を受けた方々が、どう対応すればいいのか、具体的に削除するにはどうしたらいいのかという相談を受けている機関でございまして、総務省の予算、支援でもって動いている、ある意味で、国の違法・有害情報の専門の相談機関であるという位置付けでございます。

この下の絵にございますように、ネット上でいろいろな問題、トラブル、権利侵害を受けている方々から、まずは利用登録をいただいた上で、具体的に、どこにどんなことが書かれているかの相談が寄せられてくるという形でございます。私どものところに専門の相談員がおりまして、また、必要に応じて顧問弁護士等とも確認しながら、いわゆる現行の法制度及び通信業界として、これまでいろいろと取りまとめてきたガイドライン等を踏まえた上で対応などをアドバイスさせていただいている機関でございます。

相談状況でございますが、こちらのグラフにございますとおり、ネットの利用拡大に伴いまして年々相談件数が増加しているというのが実態でございます。相談件数の増加、それから、中身も非常に多様化してきているというように考えております。

センターは平成21年8月に開設させていただいておりますけれども、例えば平成22年度の1年間の相談件数と27年度を比べますと、件数的には2.5倍という状況でございますので、年々2

～5割ぐらい相談件数は増えているという状況でございます。

全体として、どんな相談が、どういった方々から寄せられているかを次の4ページに記載しております。

こちらでは「社会人」と書かせていただいておりますが、一般の大人の方々からのご相談が多いところです。

この中に「小学生」「中学生」「高校生」「その他の未成年」と赤字で書かせていただいている赤い部分がございますが、特にこの部分に着目しますと、下の方に表を載せておりますが、平成28年度はこの1月までということになりますけれども、平成27～28年度にかけまして、相談件数は全体の比率でもって赤枠でお示ししてございますが、特に小中学生からの相談が非常に増えてきているというように感じております。

また、寄せられている相談はどのようなものが多いかという、平成27年度、平成28年度のこの1月までということで記載してございますけれども、名誉毀損に絡む相談が非常に多い状況でございます。

プライバシーの侵害については、全体の相談の80%を超えているという形でございまして、内訳で見ますと、例えば28年度の、下のグラフの三つ目のところですが、これは氏名とか、住所とか、いわゆるプライバシーにあたる個人情報に該当するものが実際に書かれて、それに対する誹謗中傷などが行われているという案件に対してどう対応したらいいでしょうかという相談でございます。

その隣が「写真・映像など」と書かせていただいております。全体としては、写真とか映像などに関する相談が、27～28年度にかけましては増えているというように見ておりまして、28年度については20%を超えているという状況になっております。

その隣がリベンジポルノの関係、そして、もう一つ隣が、プライバシーの相談の中の「過去の犯罪事実」ということで、犯罪を犯してしまった、未遂になったものを含めまして、いろいろと報道されて、それがネットに載って、いつになっても消えないという類いの相談がこちらでございます。

「その他」としては、全体としてこのような状況になっているというところでございます。

実際にどういうサイトに関しての相談なのかということで見たものが6ページでございます。上が平成27年度、下が平成28年度というところですが、下のグラフをご覧くださいと、全体としてはブログとか、個人のホームページに書き込まれているという案件が一番多い状況でございます。

その隣に記載してございますように、2ちゃんねるの関係、ないしは2ちゃんねるのコピーサイトの関係、関連サイトのものも結構多いのが実態でございます。

三つ目がSNSの関連、そして、五つ目が検索エンジンの検索結果に関する相談も現在は結構増えてきています。例えば検索すると、私の名前が出てくるのを何とかしたいという類いの相談がこちらでございます。

その次が「その他の掲示板」と書いてございますけれども、もう一つ先が画像とか動画関係の相談ということで出てきているところがございます。この辺が増えているかなと承知しております。

このグラフの中で、実際にこうした権利侵害が書かれている場所が、海外のサイトに相当するものかどうかということで見てまいりますと、一番右のほうに「海外サーバ」と書かせていただいておりますが、現在、私ども相談センターに寄せられております相談の中で、半数以上が海外にサーバーがあるもの、例えば2ちゃんねるも海外サーバーということになりますけれども、それ以外にツイッターとかフェイスブック等様々なものがあるのはご承知のとおりでございます。海外サーバーの比率が非常に増えているというのが実態かと考えております。

先ほど全体の権利侵害の状況ということで、27年度及び28年度について5ページで比較させていただきましたが、7ページにつきましては、上が全体の27年度の数字をそのまま持ってきておりますけれども、下の方に、小学生、中学生、高校生からの相談がどうなっているかということで、全体と対比した形で書かせていただいたグラフでございます。

棒グラフは、あくまでもその下の枠の中に注を記載してございますけれども、実数の件数がどのぐらい多いかということで書かせていただいております。棒グラフの上にあるパーセンテージは、例えば小学生の相談の中で何%あったかという形の数字を記載したものでございます。

これをご覧くださいと、上と下の大きな違いという観点では、四つ目の「プライバシーの侵害（写真・映像など肖像権侵害）」というところが、小学生、中学生、高校生では明らか



に多い、かなりの違いが出ているということがご理解いただけるかと思います。

現状として、小中高校生の相談案件については画像が絡むトラブルが非常に多いというところがございます。

次のページは28年度についての比較でございまして、こちらも4つ目の「プライバシーの侵害（写真・映像など肖像権侵害）」というところが、棒グラフも非常に高くなっている。

比率としても、例えば中学生からの相談の比率でいいますと55.3%、半数以上は画像が絡む相談になっているというところがございます。

9ページにつきましては「3. 青少年に関する相談事例」ということで簡単に記載してございます。

この辺は、今までのお話の中で事例については大分ご紹介がございましたけれども、基本的にはほぼ同じパターンかなと考えております。

事例①については、SNSにて自撮りの裸の画像を公開していたということで、どうやったら削除が可能かという相談です。

二つ目は中学生からの相談ですが、掲示板で出会った人にスマホのアプリで裸の画像を送ったところ、さらに過激な行為を要求されたということでございます。

三つ目は保護者からの相談ですが、中学生の相談者の息子を撮影した動画が勝手に投稿されてしまったということでございます。

相談の事例としても、自分が自ら上げたことがきっかけの場合と、他人に投稿された画像が拡散される場合があると承知しております。

こうした青少年に関しての相談の特徴について若干コメントをさせていただいております。

これまでもご説明させていただいたとおり、青少年に関する相談は画像が非常に多い。そして、権利侵害情報が書き込まれている場所については、SNSのサイトとか、画像や動画の共有サイトが非常に多いと考えております。こうした画像が含まれる案件については、もともとは青少年自身がネット上に公開したり、誰かに送ってしまった情報に由来するトラブルが多いと承知しております。

したがって、簡単な気持ちで送ってしまうということ、どうやって食い止めるかとい

うところが重要かと考えております。

ネット上に公開した画像が、海外の画像共有サービスとか、ウェブアーカイブサービスなどへ転載されることによって拡散されたという相談もかなり入ってきているところがございます。

また、子供ということで考えますと、基本的にはパスワードをちゃんと残していればSNS等に投稿した内容の削除等も可能なケースが多いわけですが、こうしたアカウントのログイン情報、パスワード等を子供が紛失してしまって、実際にそれができないのでどうしたらいいでしょうかなどというケースも実際には見られるところがございます。

それ以外に、下の方に若干コメントさせていただいております。これはご参考としてご覧いただければと思います。

違法・有害情報相談センターに寄せられております画像に関しての、子供の相談状況については、以上のような状況でございます。

参考として、11ページを加えさせていただいております。

私もここにある内容がまさに重要ではないかということで、あえて参考としてこのページを加えさせていただいたところですが、自己愛に関する著書を数多く持つ心理学者の榎本先生のコメントでございます。

ネット上で目立つチャンスを常に探している。その原因の一つが安易に発信できる「道具」の発達であり、人は誰も少なからず、注目されたい、認められたいという欲求を持っている。やはりこの辺の気持ちが、自分の自撮り画像を上げてしまうということに結びついているのかなというようにも考えております。この自撮りブームに直接寄与したのは、何といたってもスマホではないかと考えておりますけれども、この辺のデバイスの進化、そしてこのデバイスの進化に対して子供はどうしたらいいかということが、欠けているところがあるのではないかとこのように考えております。

スマホはいつでも衝動的に発信ができてしまうために冷静な判断を差し挟む間がないというところがあると考えています。いわば「理性を通さない自己愛」がネット上にあふれ、自撮り公開への抵抗感も薄れてしまったのではないかというコメントでございまして、私自身としても、この辺は非常に納得できるところでございます。

また、情報セキュリティー会社カスペルスキー研究所、ご承知のとおり、ロシアの研究所ですが、こんな調査結果が、つい先日の新聞で報道されておりました。

会員制交流サイト（SNS）で、他人の楽しい投稿に嫉妬する人が半数以上いるということが分かったということで、日本を含む世界18カ国で昨年の秋にアンケートを行ったようでございます。

日本で回収した1,000人分の結果によると、SNSで嫌な気分になった理由については、「他人が自分より良い人生を送っていることを知った」が54%、「迷惑な広告」が48%、「友達が楽しい休暇の写真を投稿した」が43%という状況でございますので、例えば非常に楽しい経験をした写真を投稿すると、それに対する嫉妬心から、誹謗中傷をされたり、拡散に使われてしまう等という状況もあるのかなと考えているところでございます。

ご参考までに挙げさせていただきました。

最後の12ページの資料でございます。

11ページの状況とか、これまでの相談状況から、簡単に、このような1枚を加えさせていただいております。

おおむね自撮り画像を自ら送信してしまうケースと、他人に自分の画像を送信されてしまうケースに、大きく分けることができると思います。非常にラフな分け方ですが、基本的にはこうなっているかと承知しております。

自撮り画像を自ら送信しまうケースについては、その画像が悪用されて拡散してしまう。先ほど参考として申し上げたような状況等もありますので、こうした結果になるということかと思っております。

場合によっては送信した画像がもとで、脅されたり、問題となる卑わいな画像の送信をさらに要求されたり、結果としてこれに応じてしまうということが問題となるケースと承知しております。

一方、他人に自分の画像を送信されてしまうケースについては、いじめ等が原因のケースが多いのではないかと考えております。

こうしたことなどを考えますと「基本的には」ということで書かせていただきましたけれども、まずは子供、そして何といても保護者も重要なところと承知しておりますが、保護者、教育関係者等に対して、自撮り画像をネット上にアップすることの危険性をしっかりと理解させることが最も重要と考えております。

こうした取組、いわゆる周知啓発等を含めて、これまでもいろいろ動いておりますけれども、

単にこれはやめましょうではなくて、11ページにございましたように、こうした心理が働くのだということを含めて、しっかりと理解させることが重要と考えております。

ご承知かと思えますけれども、昨日、東京都教育委員会とLINEで情報モラル教育教材の「SNS東京ノート」を共同開発しましたという発表がされております。その報道資料等を見ると、児童とか生徒が主体的に情報教育モラルについて学べる教材になっているようです。

単に周知啓発ということで勉強するのではなくて、子供自身がしっかりと学んでいく、コミュニケーションをしながら学んでいくという取組が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上、本日の議論の参考として、簡単にご紹介させていただきました。ありがとうございました。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

藤川様、桑子様、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今のお話も踏まえて、次第4「意見交換」に移りたいと存じます。

ただいまのお二人のご発表を踏まえて、お二人へのご質問、あるいは皆様の知見を紹介していただくことなども含めて、実態把握を深めるためのご発言がございましたらよろしく願いいたします。

吉田奨委員から「すぐに通報を!!」という資料、それから、吉田善博委員からアンケートに関する資料を頂戴していますので、それも踏まえてご発言があれば大変ありがたいというように思います。

まず、お二人へのご質問、ご意見があれば、よろしく願いいたします。

古賀副会長、お願いします。

○古賀副会長 お二人のお話は本当にリアリティーがあって、私どもの年齢層はよく分かっているところがあって、今、ネット社会のリスクが如何に深いかということを改めて思いました。非常に厳しい環境の中に子供たちはいるということが分かりました。

一つ教えていただきたいのですが、海外に行きますと、フィルタリングについては、未成年者に対しては徹底してやっている国があるのですが、先ほど藤川先生からお話をいただいたのだと思うのですが、チャットのサイトに関してもフィルタリング対象になっていくことが可能だと考えてよろしいのでしょうか。

○藤川講師 チャットに関しては、今スマートフォンでは、ほぼアプリケーションという形態

で提供されております。ほとんどのチャットがフィルタリングの制限対象になっている状態です。

ただ、今、子供が使っているフィルタリングに関しては学齢設定ができて、小学校、中学校、高校の三段階において制限対象が異なっています。なので、高い学齢、例えば高校生の場合にはフィルタリングでも制限されていないチャットがあると思います。

○古賀副会長 ありがとうございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

他の委員の先生方、いかがでしょうか。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 藤川様、桑子様、ありがとうございました。

桑子様が最後にご指摘になられたことについてご意見があればお伺いしたいのですが、スライドの12枚目で、基本的には、子供、保護者、教育関係者に対して自撮り画像をネット上にアップすることの危険性をしっかりと理解させる。そういう周知啓発が前提であるというご意見をいただいて、私も基本的に共感するのですが、具体的にこの問題について、どういう周知啓発が有効かとか、今までのご経験からこういうことが考えられるのではないか、あるいはこういう事業者なり、政府なり、自治体との連携が考えられるとか、何か具体的なお考えなり、ご提案があれば、ぜひこの場で教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○桑子講師 周知啓発といっても、こうしたことをしてはいけませんよというレベルでは、実際にはなかなか身に付かないと言ってはなんですけれども、周知啓発にはならないと考えています。

先ほど個社を挙げてしまいましたけれども、たまたま昨日、東京都教育委員会とLINEで共同発表といいますか、取組ということでございましたが、具体的に子供たちに、例えばこうしたことを書き込むことは、どのようにお互いに傷つけ合うのかということを考えさせ、共感させる。そして人によっては自分が考えもしなかったことが傷つけることになるのだということを理解してもらおう。その辺の取組も必要かというように考えておりました、そうしたものが一つの具体的な取組として考えられるところかと思えます。

あえて「保護者」と書かせていただいておりますけれども、この辺の問題は、保護者がスマートフォンを与えるときに、フィルタリングもしかりですが、どういったことをしてはいけな

い、こういったことが危険なのかということをも十分親子で会話をした上で、これは約束だということをはっきりさせることも必要だと考えております。そういった意味では、保護者に対しての周知啓発も重要な位置づけと考えております。

○木村部会長 今、保護者ということが出たのですけれども、吉田善博委員から「携帯通信機器（スマートフォン等）に関する保護者向けアンケート」を資料として出していただいておりますので、今のことに関連してご発言があればお願いいたします。

○吉田（善）委員 都民公募委員の吉田善博と申します。

本日、資料を提供させていただきましたので概略を説明させていただきます。

私は杉並区在住で、昨年度は杉並区の小学校全校が集まるPTAの協議会の会長を務めていまして、ネットやスマートフォンの問題に対して現状を把握しようということで行いましたのが、皆様に配付させていただきましたアンケートでございます。

もうちょっと深掘りしてやりかたったのですけれども、所持率が高いという結果が出てしまうと、逆にみんなが持っているから持たせてくれよというあおりにもつながってしまうということで、とにかく所持率とか、どういう活用をしているかということを中心にとってみました。

三枚目のグラフを見ていただけるとお分かりかと思うのですが、約3分の2の回答率の中で、学年ごとに記させていただきました。

携帯・スマートフォンの所持率が一番高かったのは、これは1年前ですが、当時の5年生でありました。これは私も驚いたところなのですけれども、考えられる要因としては、ちょうど震災後の4月に入学した子供なのです。ですので、位置情報とか、安全安心という意味で、携帯端末を所持させたというようなことも推測されております。

その子供たちが、実は今日卒業式なのですけれども、4月から中学校に上がります。小学校から中学校に上がる時というのが所持させる一つのタイミングなのです。

恐らく今日は、卒業式が終わった後にみんなして写真を撮り合います。もちろん自分の写真も撮って、SNSのアカウントの交換などが行われているのが現状かと思えます。当然、一緒に撮った写真もアップしてしまうというのが現状で、そのアップ自体が、結局簡単にやってしまうというのが現状だと思っております。

いろいろな利用方法があるのですけれども、やはり写真や動画撮影が非常に多いです。

こういったものを直接的に自画撮り被害と考えるのではなく、撮影するということは、私はいいことだと思うのです。表現を子供から奪ってはいけないというのもあります。ただ、そう

いったものをどうしてはいけないのだということを、今、いろいろ理解啓発というお話がありましたので、私も現役の小中高大の子供を持っている保護者でありますので、そういったところを大人が中心に考えていかなければならないのかなと思っています。

グラフの左下を見ていただきたいのですが、こういった危険に関してのセミナー等への関心度を見たのですけれども、残念ながら半分ぐらいしか関心がございません。こういったところを、今回の自画撮り被害等に関して、もちろん条例で縛っていくというのは子供の安全を守るためには必要なことかもしれませんが、それ以前に、こういった環境を整えていく、理解啓発を進めていくというのが必要ではないかと意見させていただきます。

一点質問なのですけれども、保護者に対する理解啓発という点で、一番有効的な手段、例えばこれは保護者ですから、学校経由なのかどうか。私は、学校に任せてしまうというのは学校の負担が大きいかと思っています。そういった点で、どこを経由して行うのが一番よろしいのでしょうか。現状で、もし何かありましたらお話を伺いたいと思います。

○桑子講師 私が答えるのが適切とは思いませんけれども。

吉田様も現役の保護者であり、PTAの会長様ですので十分ご承知かと思いますが、保護者の方々にとっては、学校からの情報は非常に貴重な情報であるという話を時々聞きます。そういった意味で、一つはやはり学校かと考えておりますけれども、それ以外ということになると、保護者に対してこうした情報をどこから発信するかということになると、考えられるのは、自治体や自治会という話になってくるのかなと考えております。

それから、これまでの私の経験からしますと、私自身、相談センター以外の立場もございまして、講演をさせていただくことが多く、学校も時々あるのですが、子供たちと一緒に保護者も参加いただく場を作っていただくのは結構有効かと常々感じております。

そうは言っても、このアンケートの下のグラフにあるとおり、出ない方々はいつも出ないということになりますけれども、子供と一緒に保護者もそういった場に参加いただき、時間的に可能であれば、保護者だけ残っていただいて追加のやり取りをさせていただくというケースも作らせていただいているところでございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

オブザーバーなのでご発言をお願いするのは申し訳ないのですけれども、教育庁からせつかくおいでになっていますので、もし何か関連して情報提供していただければ、お願いいたします。

○教育庁指導部榎並企画推進担当課長

皆さんご存じのように、小学校5～6年生ですと、月～金曜日まで、ほぼ毎日6時間授業をする中で、国語、算数、理科、社会、音楽、図工、体育、家庭、総合的な学習、これら全て、やることが決まっています。

情報リテラシーの話も、私が担任をしていた時代から授業はやっています。総合的な学習の時間ができたときから、当時はまだスマホなどはなかったですけども、それでもスマホができたならスマホに対応する教育ということで、ずっとやってきているのです。保護者への啓発もずっとやってきているのです。

ところが、いろいろなことをやればやるほど、大人は「子供のため」を装って子供を騙す手段をどんどん変えていって、いろいろな被害に遭うようにしていつている。要するに、何をやっても、いつも子供が被害者になっている。その状況を作っているのが大人なのです。

もっとそこにメスを入れるべきであって、何を子供のせいにしてしているのだろう、何を学校のせいにしてしているのだろうというのがいつも不思議で仕方がなくて、もっと根本的に変えられるところがあるのではないのか。

そういう視点を持たないと何も変えられない。探っていくと、どこかで商売をしている人がいて、お金を稼いでいる人がいて、それで潤っている人がいる限り、この世界は変わらないだろうということを物凄く感じていて、学校は、先生は、みんな、毎日、命がけで子供を守っています。でも、こういうことが起こっている根本が何なのかというところを、もっとみんなで考えなければいけないし、解決する手段を大胆にとらないと、多分ずっとこれをやっていくことになるのだと思います。

○木村部会長 この会の趣旨としても、恐らく大人の側の責任をどうとっていくかということが、皆さんも関心が高いところかと思いますが、将来的には条例みたいな話も出てくるかもしれませんが、それもやはり、大人の側の行動を規制していくという話になるかと思いますが、今のご発言などは、その方向としては同じなのかなとは思っております。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 今、大人の側の問題が大きいというお話があったかと思うのですが、この点に関しまして、私がこれまで、子供に性的な画像を送らせる加害者の手口を幾つか取材してまいりましたので、それを簡単にご説明したいと思います。

加害者というのは、メールやメッセージでのやり取りがすごく上手なのです。きめ細かい気



遣いをしたり、すごく優しい言葉を子供にかけてあげるわけです。例えば「週末も部活お疲れさま」とか「最近痩せたんじゃないの？　かわいいね」とか、そういう言葉かけをします。そういうメッセージをもらう子供はすごくうれしくなるし、喜ぶのです。それで、だんだんと加害者に対して自分の気持ちが傾いていったり、頼りなくなったり、あるいは恋愛感情を抱くようになっていくわけです。

そうなってくると、信頼関係が生まれてきますので、その過程で私の顔も彼に見せてしまおうと思ったり、あるいは加害者の方から「どこに住んでいるの」と聞かれたら、自分の住んでいる地域を教えますし、さらに「君のことをもっと知りたいからちょっとエッチな写真を送ってよ」と言われたら送ってしまうわけです。

こういった加害者側の手口は、従来の刑法における脅迫とか強要には恐らく当たらないと考えられますので、そういった意味でも、こういう加害者側の手口を、どうやって新たに規制していくのかということは、ぜひこの協議会でも考えなければならぬ点かと思えます。また、子供に対しても、加害者側の手口をしっかりと教えていく必要があるのではないかと感じます。

以上です。

○木村部会長　坂元委員、お願いいたします。

○坂元委員　今日は様々な情報提供をいただきまして、大変勉強になりました。誠にありがとうございました。

実態把握の話ではなくて恐縮なのですが、一つ申し上げたいことがあります。発言をさせていただきます。

実は東京都には、携帯電話端末等における東京都推奨制度がございます。この制度を発展させて、自撮り被害の問題にも活用することが検討できないかということでございます。

東京都の推奨制度について少し説明をさせていただければと思いますが、これは条例で定められているものでございまして、保護者が携帯電話端末等や利用する機能を選ぶ際の目安とするため、青少年の健全育成に配慮した携帯電話端末等と機能を推奨しようとするものでございます。

二つのレベルでの推奨が行われております。

一つは、専ら保護者等との連絡のために携帯電話を利用する時期にある子供に対する推奨ということ、これはおおむね小学生程度と想定されております。

もう一つが、インターネット利用について学習している時期にある子供に対する推奨でございまして、これはおおむね中学生程度に対する推奨と想定されております。

おおむね小学生程度向けの場合ですけれども、例えばウェブサイトが利用できないとか、保護者が望まない相手との連絡を防止する等の基準がありまして、それをクリアしたものについて推奨するということになっております。おおむね中学生向けのものについてはフィルタリングが利用できるとか、深夜利用とか、依存的利用とか、長時間の使用を制限できる機能があるといったことなどがございまして、おおむね小学生程度、おおむね中学生程度、それぞれについて五項目の基準がございまして、こうした基準が、条例施行規則で定まっております、それによって推奨について判断していくということでございます。

私がまとめ役をさせていただいておりますが、携帯電話端末等推奨基準検討委員会というのが設置されておまして、これは東京都のスタッフの方が2人と、外部から12人の委員が参加しております。吉田委員もメンバーの一人でございます。

推奨端末としてほしいと事業者から申請されたものが、推薦するものにふさわしいかどうかということ、そこで議論いたしまして、その結果について答申をして、それを踏まえて東京都のほうで推奨するかどうかを決めるということになっております。

携帯電話の時代はかなり申請があつて、平成25年6月までに15件の推奨が行われたのですが、スマートフォンの時代になってからなかなか申請がなくて、今年になってから1件、初めてスマートフォンの推奨が進んだというところでございます。

この制度を発展させて、自撮り被害にも使えるのではないかとございまして、例えば子供のネット利用を監視するアプリが既に開発されて、商品化されております。そのアプリを使いますと、子供がどういうアプリやサービスを使っているのかとか、どういう相手とやり取りをしているのかが分かり、また、性的表現とか、問題性のある文言がやり取りの中で使われていないかが自動検出されて、そういうものがあると保護者の方にアラートが行くことになります。写真のやり取りをしていれば、それもアラートが行くというような設定も可能になるものでございます。こうしたアプリを推奨することによって、利用を促すことになるのだらうと思うのです。

ただ、ネックとなりますのが、推奨制度の基準はジェネラルなものでして、その機能を使えば五つの基準が一度に満たせる端末とか機能ということで進められているわけでございます。例えばおおむね小学生用ではウェブサイトを利用できないと先ほど申しましたが、そのほかに

もGPSで子供の居場所が分かるとか、防犯ブザーの機能があるとか、そういったことも含んでいなければなりません。これがなかなか小回りを利きにくくさせていることになるのだろうと思うのです。

ですから、特定の問題に対するアプリ、特定の機能を持ったアプリでもよいことにする必要があるのでと思ういます。これは制度の変更が必要になりまして、これを機に、自画撮りだけでなく、より広い視野で制度の見直しを検討してはどうかということの一つ意見として申し上げさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

健全育成条例の中に、こういった規定があるというご紹介かと思うのですけれども、先ほど宍戸委員からもお話がありましたけれども、フィルタリングをかけるとかなり有効性がある、あるいは今のような機能を使えばかなり有効に防げるということがあるのかもしれないのですが、フィルタリングがなかなか進まないことについて、藤川先生、もしご意見があれば教えてくださいませうか。

○藤川講師 フィルタリングに関しては、分かりにくさが利用促進につながらないということで、一つ指摘されているところでございます。

携帯電話事業者、いわゆるMNO3社さんが、フィルタリングを各社それぞれで出していたのですけれども、今年3月から名称を統一して分かりやすくしようということで進んでございます。名称を統一して、アイコンも同じデザインにするというところで進んでまいりました。

ただ、フィルタリングの仕組み自体の分かりにくさは今も残っていて、要はスマートフォンに関しては、通信回線も、いわゆる4G LTEと呼ばれている携帯電話事業者の回線、加えて公衆も含めてですけれども、WiFiと呼ばれる回線がござひます。この二つの経路を通してインターネットに接続するわけなのですけれども、利用方法に関しても、いわゆるウェブブラウザを使ったウェブサイトの閲覧、加えてアプリケーションを使ったSNS等の利用ということで、こちらに関しても二つござひます。要は、回線も二種類あるし、方式も二つあるということです。

これをフィルタリングで保護しないといけないということになるわけなのですけれども、その辺を、利用者もしくは保護者がきちんと理解して使うということが一つのハードルにはなっているのだろうと思ひます。

この点に関しても、今、携帯電話事業者の方で、できるだけシンプルに提供していくようにということで進められていると思います。

○木村部会長 古賀副会長、どうぞ。

○古賀副会長 今のお話はすごく深刻な問題を抱えていて、W i f iなどは、例えばこの辺のお店に行って、そこで使えばフィルタリングを免れてしまうものもあるということですよね。ですから、幾らやってもイタチごっこではないかというお話が先ほどありましたけれども、その危険を凄く抱えている。同時に、一定程度のフィルタリングのかかった機器を子供に持たせるということ是可以するから、そこまではやれるというお話だと思うのですね。

ですから、ハードでできることとソフトでやれることを区分しないと、そこをまぜこぜで話していくと、ハードへの過信という問題もあるし、逆にソフトへの過信という問題も出てきてしまうのではないかとお聞きして思っているので、その区分をした上で、規制の問題に話を進めていくということが必要ではないかと思います。

○木村部会長 ありがとうございます。

浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 委員の浅田でございます。今日は貴重なお話をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

規制が大事というところは確かにあると思っておりまして、規制も考えていかなければいけないのですが、振り込め詐欺の事例などでもそうだと思うのですが、結局いろいろな規制を加えたりしていってもイタチごっこのように新しいやり方でどんどん被害者が出てしまうという現状がありますので、自撮りの問題も同じように、当初の問題と、また時間が経って、規制なり、教育をすり抜けていくということが考えられていくのだろうと思います。

そういう意味では、規制によるものも重要ですが、規制をかける場合にはその点も踏まえて手続を考えていかなければいけないということで、その間の限界というものもありますし、表現の自由だとか、通信の自由という点での制約もあります。そういう意味では教育的なものが重要で、被害者というか、犠牲者を少しでも減らすという活動は、これからも積極的に行っていかなければいけないと思いました。

今日、桑子先生からいただいたお話の中での、榎本博明先生のコメントにあるような自己愛に関する心理的な問題も非常に重要だと思いましたが、藤川先生のスライドの5ページ目にある「自撮り 整理」は、整理の仕方として非常に分かりやすく、私も参考になりました。

子供に教育していくに当たっては、具体的な事例が自分のことのようになかなか感じられず、他人事のように思われてしまいますけれども、今日配付された事例などを見ている、非常に巧妙な手口で騙されたり、あとはしつこくされて、仕方がないからそれに乗ってしまうというように、非常に日常的というか、それほど犯罪的でないやり取りの中で犠牲になってしまって、非常に重大な被害を被るといふ事例が多いので、これから教育にすると当たっては、具体的な事例を如何に伝えていけるのかというところが非常に重要なのかなど、ちょっと感想めいてございますけれども、そのように思いました。

ありがとうございました。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

それでは、そろそろ時間も近づいてまいりましたけれども、吉田奨委員、この資料について何か一言あればお願いいたします。

○吉田（奨）委員 一般社団法人セーフターインターネット協会の吉田でございます。

お手元にお配りしている資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

前回の自己紹介のときにも少し触れさせていただいたのですが、入り口、途上、出た後という形で、インターネットの利用の各状況に応じて対策が必要かなと思っております。また、先ほど来ございますとおり、教育啓発に係る部分ですとか、自治体の責任ですとか、関連事業者のやるべきことという、それぞれのプレーヤーが共通の敵である行為者に対して、タッグを組んで向かっていかないといけないと思っております。

管理者のサービスが使われているかどうかにかかわらず、関連事業者の団体といたしましては、先ほど桑子講師の資料にもございましたが、海外サーバーにこういったものがアップされたりすることが多いという実情を踏まえて、資料の裏側の右下でございますけれども、セーフラインの特色といたしましては、海外プロバイダーにも積極的に英語で削除依頼をしていくという形でございます。

公表の時期は数カ月後になると思うのですが、児童ポルノとか、わいせつですとか、リベンジポルノが中心になるのですが、80～90%の中で、海外サーバーであっても削除ができるという実情があります。

海外にあると、言語の制約がございますし、法律の制約もございますので消えないのではないかと、どうしても思い込んでしまうと思うのですが、通報いただければこちらで代行してやらせていただくという形にしております。

私どもの知名度がまだまだ薄いものですから通報数も限られるのですけれども、100%お約束することはできないのですが、諦めずに通報いただければと思います。

活動の紹介だけになってしまいますけれども、以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

ご意見の有る方がまだいらっしゃるかもしれませんが、時間になりましたので、以上とさせていただきます。

改めまして、お忙しい中ご発表いただきました藤川様と桑子様に拍手をお送りしたいと思います。（拍手）

本日はご講演、意見交換等によって、青少年の自画撮り被害の実態をかなり詳しく知ることができたと思います。

今回は、今日把握しました実態を踏まえて、いよいよ対策案の検討に移ってまいりたいと思います。

これまでにいただいた皆様のご意見としては、対策が非常に重要であるということです。普及啓発の必要性であるとか、技術的な対応の方策、さらに法規制、条例規制等が掲げられていたかと思います。

このうち、条例につきましては私の方で事務局と調整させていただいて、次回までに方向性のたたき台を準備させていただきたいと思っております。

皆様におかれましても、実態を踏まえた対策についてご提案等があれば、ぜひ次回ご発言いただければ非常にありがたいと思っております。

最後に、次第5「事務局からの連絡」お願いいたします。

○重成青少年課長 事務局から連絡をいたします。

第3回専門部会の日程でございますが、平成29年4月13日木曜日の15時～17時を予定してございます。場所は、都庁第一本庁舎16階特別会議室S6で開催したいと思います。

詳細については、後日開催通知を送付いたします。よろしく願いいたします。

○木村部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第2回専門部会を閉会させていただきます。

なお、冒頭で事務局からご連絡がありましたけれども、ファイルに入りましたものは机上に置いて、お持ち帰りにならないようお願いしたいと存じます。

本日は、どうもありがとうございました。